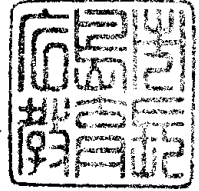


広市教学保第 264 号

平成19年11月12日

広島市監査委員 様

広島市教育長 岡本 茂信
(学校教育部給食保健課)



平成17年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見への対応結果
について (報告)

このことについて、別紙のとおり対応しましたので、報告します。



対象局・部・課

教育委員会 学校教育部 給食保健課

[監査の意見内容]

学校給食事業に関する財務事務の執行について

1 委託料

(2) 中学校のデリバリー給食について

(イ) 一部業者の異常に低い残食量について

残食量が1業者だけ極端に低い。原因を調査のうえ、業者管理の面からも指導が必要である。

[対応結果]

原因を調査したところ、当該業者は、残食が残ったままのランチボックスをそのまま洗浄用の水槽に投入し、洗浄終了後に、水槽内に沈殿している残菜を引き上げて計量し、その残菜の含水率が高いとの理由で計量数値の7割を残食量とするという、他の業者とは異なる方法を採用していたものである。今後は、他の業者と同様の方法で計量するよう指導し、平成18年4月から業者の残食量の計量方法は改善している。

対象局・部・課	教育委員会 学校教育部 給食保健課
<p>[監査の意見内容]</p> <p>学校給食事業に関する財務事務の執行について</p> <p>3 人件費</p> <p>(1) 人件費について</p> <p>(ウ) 配膳パート</p> <p>デリバリー給食校の配膳パートの配置人数を全生徒数及び全教職員数で決定しているが、平成16年度の実際の食数が50%を下回っているため、平均実食数による配置により、ある程度の削減は可能と思われる。</p>	
<p>[対応結果]</p> <p>配膳パートの業務は、給食が委託業者から配達される前に清掃、パン・牛乳の確認、配分など行うため、11時から始まり、12時30分頃から13時30分頃までの給食終了後にもコンテナ、ジャーなどの数量確認、後片付けなど続くことから、申し込み率が50%を下回ったとしても、最低3時間は必要である。</p> <p>平成18年度から、基準時間を全校3時間とし、学校給食運営上、3時間以上必要とする学校については、学校の実態、3時間を越える時間の必要性についての説明を受け、給食保健課で必要時間数を査定した。</p> <p>結果として、平成18年度は4校の時間数の削減(716時間)を行ったが、今後も見直しに努めることとしたい。</p>	